７月２８日からの大雨による被害に係る
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する
日本学生支援機構奨学金緊急・応急採用について

対 象 学 生

１． 災害救助法適用地域の世帯の学生

２． 上記１．以外の近隣地域で同等の災害に遭った世帯の学生

３． 上記１．及び２．の地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

災害救助法対象の被害及び適用地域

災害救助法適用日	適　用　地　域
７月２９日	【新潟県】新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市
	【福島県】喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町

奨学金の種類：緊急採用（第一種奨学金：無利子貸与）
応急採用（第二種奨学金：有利子貸与）

貸 与 始 期：緊急採用：平成２３年７月以降で希望する月
応急採用：平成２３年４月以降で希望する月

貸 与 終 期：緊急採用：平成２４年３月まで
（願出により平成 25 年 3 月まで継続可能）
応急採用：修業年限の終了月まで

※申込希望者は、学生センターに申し出てください。

なお、その他家計の急変（主たる家計支持者が、失職、破産、死亡等）で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時奨学生の募集を行っていますので、学生センターに相談してください。

問い合わせ先
豊中学生センター（学生交流棟　２階）　TEL 06-6850-5037・5038・5039

平成２３年８月５日　学生センター